

2-4-4 案件対象地域内で郡、コミュニケーションレベルで展開中の農業・農村プロジェクトと資金提供

これまで見てきたとおり、カンボジアの農業・農村における他援助機関の介入状況は複雑であり、州農業局だけではなく、MOWRAM や州水資源気象局 (PDWRAM) を窓口とする事業があるほか、州政府や National Committee for Decentralization and Deconcentration (NCDD) が窓口となるプロジェクトなどがある。事業の形態も多彩であり、プログラム、プロジェクト、あるいはサブプロジェクトとあるほか、無償、有償、技術支援、地方政府の能力開発と並行して一部のコミュニケーションに資金提供を行うパイロット型、NGO の直接介入のものなどがある。また、一事業に複数の関係者 (資金提供、現地実施者など) がある場合、プロジェクトタイトルが関係者により異なることもある。

このような状況を考えると、事業名のみではなく、実際にどのような技術、資金、人材の投入が、郡やコミュニケーションレベルで行われているかについて確認する必要がある。

表 2-13 に、2010 年 6 月現在、本案件の対象地域で実施、計画されている事業のうち、郡とコミュニケーションレベルで介入状況・計画が明らかになったものを示す。

表中、District Investment Fund (DIF) は、世銀の資金による地方分権化促進プロジェクト Rural Investment and Local Governance –Additional Financing (上記表 2-12 において 1 に当たる。UNDP のプロジェクトタイトルでは、Project to Support Democratic Development through Decentralization and Deconcentration : PSDD) の枠組みのなか、郡レベルで提供されている資金である。

一方、表 2-13 には含まれていないが、コミュニケーションレベルへの資金提供も開始された。これはコミュニケーションレベルに提供される資金であり、上記表 2-12 において 2 に当たるプロジェクト Rural Investment and Local Governance Project II (UNDP のプロジェクトタイトルでは、同様に PSDD) の資金提供と考えられる。2009 年から始まったこのシステムは、郡のワークショップでコミュニケーション開発資金 (Commune Investment Fund) の申請について協議を行い、州政府経由で内務省に申請書が送られ、認められた予算が州に送金され、各コミュニケーションが州から予算を受け取る形になる。このバタンバン州の BRAND 対象コミュニケーションは、2009 年にこの資金申請を試みた。

表 2-13 案件対象地域内で対象郡と対象コミューンが判別できている
農業・農村プロジェクトと資金提供プロジェクト

Province	District	No. of Commune	DIF provided by the World Bank (through PSDD)	Commune	project going -on (As noted by Extension Workers on 26 May, 2010)	NWISP, ADB		TSLRDP, ADB
						Sub-Project	Number of Villages	
Battambang	Banan	8	No.	Chheu Teal				
				Phnum Sampov				
				Ta Kream	BAPEP			
	Thma Koul	10	No.	Boueng Pring	BRAND			
				Kouk Khmum				
				Bansay Traeng				
				Rung Chresy				
	Battambang	10	No.	Kdol Daun Teav				
				Ou Mal				
				Voat Kor	BRAND			
	Bavel	6	2009	Bavel	ECOSORN			
				Khnach Romeas	ECOSORN	Canal No. 1	1	
				Lvea	NWISP	Don Aov	9	
	Aek Phnum	7	No.	Preak Norint				
				Preak Khpob				
				Preak Luong	BRAND			
				Samraong Knong				
	Moung Russei	9	2008	Kear				
				Chrey	*			
				Ta Loas				
				Kakaoh	*	Chork	5	
	Sangkae	10	2009	Norea				
				Ta Pun				
Kampong Preah				BRAND				
Koas Krala	6	2007	Voat Ta Moem					
			Thipakdei	ECOSORN				
			Kaos Krala					
Rukhak Kiri	2	No.	Doun Ba	ECOSORN				
			Preak Chik	ECOSORN				
			Prey Tralach	ECOSORN				
Pursat	8	NYC	Lolok Sa					
			Snam Preah					
			Trapeang Chorong		Krouch Saeuch	5	✓	
Kampong Chhnang	11	NYC	Boueng Khnar				✓	
			Pech Changvar					
			Anhchanh Rung				✓	

出典：調査団作成

注：・DIF=District Investment Fund

- ・PSDD= Project to Support Democratic Development through Decentralization and Deconcentration。これは、現場レベル実施者の UNDP のプロジェクトタイトル。資金提供者である世銀のプロジェクトでは、上のように2つのプロジェクトに分かれ、それぞれ別のタイトルをもつ。
- ・TSLRDP= Tonle Sap Lowlands Rural Development Project。選択されたコミューンに✓。
- ・NYC=Not Yet Confirmed (未確認)、網掛け：会議出席者でないので、対象外。
- ・記号*：プロジェクトタイトルが不明。
- ・DIF (世銀資金、UNDP が実施者の郡レベル資金支援) のバタンバン州関連情報に関しては、BRAND プロジェクトを通して、州政府と UNDP-Battambang 関係者に確認。
- ・ADB の NWISP と TSLRDP 事業に関しては、ADB の事業担当者からの情報から。実際には、本案件対象地域外にもあるため、範囲はこの表に見られるより広い。
- ・NWISP=Northwest Irrigation Sector Development Project。NWISP では、灌漑水路ごとに、Farmers Water User Community²² (FWUC) を組織し、それぞれが水資源管理を行うことをねらう。サブプロジェクトはコミューン単位ではなく、灌漑水路単位で実施される (表中、Sub-Project の列に記載)。該当する村の数は上から次のとおり (コミューン名：村名)。
Khnach Romeas: Khnach Romeas、Lvea: Lvea, Chamkar, Dangkao, Ream Sena, Don Aok, Don Ghem, Ping Pung, Svay Prey and Boeung Samrong、Kakaoh: Chork Thum, Chork Toch, Kakaoh, Ph'eng and Srae Ou、Trapeang Chong: Kab Kralanh, Bakan, Ou Rumchek, Svay Toal and Stung Kambot

²² Farmer Water User Committee や Famer Water Use Committee などの表現もカンボジア国資料内では散見する。

第3章 プロジェクトの基本計画と実施体制

3-1 基本計画

3-1-1 協力概要

本プロジェクトの協力概要は次のとおりである。

(1) 案件名

(日) トンレサップ西部地域農業生産性向上プロジェクト

(英) Agricultural Productivity Promotion Project in West Tonle Sap (APPP)

(2) 協力期間：2010年10月から2015年3月まで（4.5年間）

(3) 協力相手先機関

・農林水産省農業総局

General Directorate of Agriculture (GDA), Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF)

・同省バットアンバン州、プルサット州、コンポンチュナン州農業局

Provincial Department of Agriculture (PDA) of Battambang, MAFF, PDA of Pursat, MAFF, PDA of Kampong Chhnang, MAFF

(4) 国内協力機関

・農林水産省

(5) 裨益対象者及び規模、等

・農林水産省農業総局、州政府、州農業局（下記のとおり）、普及員22名、対象コミュニティ（下記のとおり）、対象コミュニティに居住するデモ農家600戸と一般農家約2万戸

・対象農業局：バットアンバン州、プルサット州、コンポンチュナン州の農業局

・対象コミュニティ：36コミュニティ（バットアンバン：30、プルサット：4、コンポンチュナン：2）

以上の協力概要のうち、裨益対象者及び関係機関の概念を図3-1に示す。

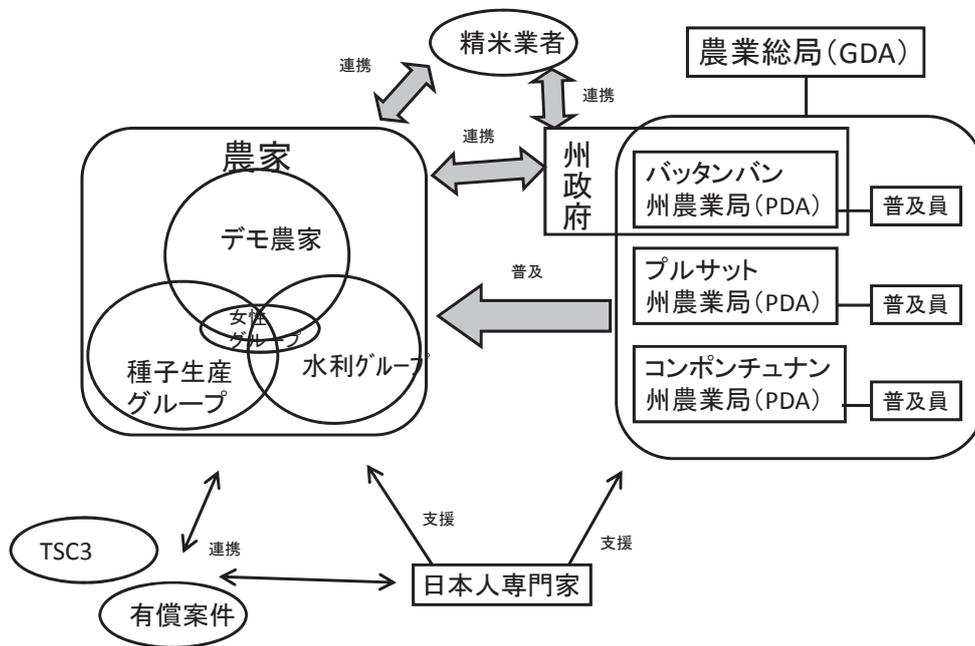


図 3 - 1 裨益対象者及び関係機関の概念図

上に述べた協力概要を、要請内容と比較し、表 3 - 1 に示す。

表 3 - 1 協力概要の比較

	要請内容 (変更された箇所を下線)	変更点
案件名	(日) トンレサップ地域農産物振興プロジェクト (英) <u>Agricultural Products Promotion Project for Tonle Sap Region (APPP)</u>	(日) 農産物 → 生産性 (英) <u>Products → Productivity for Tonle Sap Region → in West Tonle Sap</u>
協力期間	2010年4月から4年間	4年間 → 2010年10月から4.5年間
実施機関	MAFF	農業総局と州農業局を明記
協力対象地域	バタンバン州、プルサット州、コンポンチュナン州	裨益対象としてコミュニオン数、デモ農家数、一般農家数を明記

3 - 1 - 2 プロジェクトの枠組み

本プロジェクトの枠組みは次のとおりである。

(1) 協力の目標

1) 協力終了時の達成目標 (プロジェクト目標) と指標・目標値

プロジェクト目標：トンレサップ西部3州の対象地域においてプロジェクト活動に参加

した農家の生産性及び所得が向上する。

指標 1. デモ農家の農産物の単収が X%以上増加する。

指標 2. FFD に参加した農家の農産物の単収が X%以上増加する。

指標 3. デモ農家の農業所得が増加する。

指標 4. FFD に参加した農家の農業所得が増加する。

2) 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

上位目標: トンレサップ西部 3 州の対象地域において農家の生産性及び所得が向上する。

指標 1. 対象地域の農家の農産物の単収が X%以上増加する。

指標 2. 対象地域の農家の農業所得が増加する。

(2) 成果（アウトプット）と活動、指標

1) 成果 1. 普及員の普及実施能力が向上する。

活動

1-1. BAPEP、BRAND で構築・利用されてきたマネジメント体制及び現場の技術をレビュー、整理する。

1-2. 州農業局職員及び普及員に対する研修カリキュラムを作成する。

1-3. 州農業局職員対し研修を実施する。

1-4. 普及員に対し州農業局職員が研修を実施する。

指標

指標 1-1. カウンターパートの支援の下、22 名以上の普及員が、1 人当たり年間 12 以上のデモ農家の圃場において FFD を実施できる。

指標 1-2. 優良種子に関し、圃場審査、種子検査のできる普及員²³が半数以上となる。

指標 1-3. 普及員による普及サービスに対するデモ農家の満足度が平均 X 以上²⁴となる。

2) 成果 2. 営農改善に関するコミュニティの活動が促進される。

活動

2-1. 州農業局の協力の下、コミュニティごとに AEA を実施し対象地域の現状を把握する。

2-2. AEA の結果を踏まえ、FFD 実施計画の作成を支援する。

2-3. 女性グループ、水利グループ等を通し FFD 実施計画の実施・モニタリング・改善を支援する。

2-4. 農業関連活動のコミュニティ開発計画への組み込みを支援する。

指標

指標 2-1. 作成された FFD 実施計画のうち X 以上が実施される。

指標 2-2. 対象コミュニティの半数以上において、コミュニティ開発計画に農業関連活動が含まれる。

²³ 圃場における農産物の栽培状況の確認及び収穫後の種子の品質の確認について、プロジェクト開始後に定められる基準に基づいた判断と技術指導ができることを指す。

²⁴ 協力期間中にレーティング・スケールを設定したうえで、デモ農家に対しアンケートを行い、満足度のレーティングを行う。

3) 成果 3. 農家の生産技術が改善される。

活動

- 3-1. デモ農家を決定する。
- 3-2. 普及員が対象コミュニティのデモ農家に対し FFD を実施する。
- 3-3. デモ農家が周辺農家に対し実施する FFD を普及員が支援する。
- 3-4. 収量、播種量等 FFD の効果を測定するインパクト調査を実施する。

指標

指標 3-1. FFD 参加農家のうち半数以上が普及された技術のうち少なくとも 1 種類を適用する。

4) 成果 4. 優良種子の生産・流通が促進される。

活動

- 4-1. 優良種子の品種を選定する。
- 4-2. 普及員が優良種子生産グループ²⁵に対し技術指導を行う。
- 4-3. 普及員が優良種子圃場のモニタリングを定期的に行う。
- 4-4. 優良種子の効果的な販売を支援する。

指標

- 指標 4-1. 優良種子が 2014 年までに 100t 以上生産される。
- 指標 4-2. 優良種子利用者が 1,000 名以上となる。

5) 成果 5. 州政府、民間セクター、農家等の協働により、農家に裨益する農産物の流通改善が促進される。

活動

- 5-1. 農産物の流通改善に関する州政府、民間セクター、農家等の連携強化を支援する²⁶。
- 5-2. 農産物の効果的な販売を支援する。
- 5-3. 効果的な取り組みについて本省や 3 州の間でセミナー等により情報共有を行う。

指標

- 指標 5-1. 優良種子利用による農産物の対象 3 州及びプノンペンにおける流通量の合計が Xt 以上になる。
- 指標 5-2. 18 以上の農家グループが農産物の共同購入または共同出荷または共同販売を行う。(バタンバン州のみ対象)

上に述べた協力の枠組みを、要請内容と比較し、表 3-2 に示す。要請内容のうち、上位目標と活動は、原文から変更ない。プロジェクト目標と成果については、要点のみ記載する。

²⁵ 優良種子生産グループは現在バタンバン州に 2 グループ、プルサット州に 1 グループ確認されている。

²⁶ 活動 5-1 及び 5-2 は、農家に裨益する流通の仕組みをつくるために、契約生産、商品としての規格基準設定、認証システム検討、パッケージング改善等の取り組みとそれに係る関係者の情報共有・意見交換の場の設定を支援するものである。

表 3-2 協力の枠組みの比較

	要請内容	主な変更点
上位目標	Agricultural production in the target provinces are strategically promoted and upgraded in terms of <u>production, processing, and marketing</u> for the benefit of farmers in the target provinces. (原文まま)	・生産、加工、マーケティングの促進と向上 →生産性と所得の向上
プロジェクト目標	Overall, the proposed project aims to promote and/or rehabilitate local crop industries considered to be strategic crops with competitive advantage for both and domestic consumption and export through adoption of better production and processing technologies and marketing. (原文まま。以下、具体的に4項目記載あり)	・輸出、加工、マーケティングに関する項目を削除 ・上位目標の内容(生産性と所得の向上)をデモ農家対象にして、整理し焦点化
成果	1. 州穀物促進委員会(PCPC)の促進と強化 2. コメとオレンジの種子・種苗の生産と配布システムの確立と実施 3. 対象コミュニティにおける適切な技術の導入 4. コメの生産性の向上 5. オレンジ産業の復興と地域経済への貢献 6. 効果的な普及サービス 7. 農民組織の強化 8. 地域開発戦略、中央と地方政府と民間セクターの連携の促進と強化 (以上、内容を抽出して記載)	・オレンジに関しては削除 ・コメについての表記を削除 ・プロジェクト目標との整合性をとり5項目に再編成
活動	Key activities to be carried out are as follows; 1. Training programs for extension personnel and officers; 2. Community mobilization and organisations; 3. Participatory Technology development and training programs for farmers; 4. <u>Production, processing and marketing of rice and orange;</u> 5. <u>Establishment of national pathogen-free orange nursery system;</u> 6. <u>Development and production of orange healthy planting materials for distribution to farmers.</u> (原文まま)	・オレンジに関しての活動4、活動5、活動6は削除 ・整合性をとり、成果ごとに時系列化、具体化し、再編成

3-1-3 投入

本プロジェクトで計画される投入は次のとおりである。内容については、調査期間中にカンボジア側と協議し、確認済みである。

(1) 日本側(総額 約4.4億円)

専門家派遣：長期：チーフアドバイザー/流通改善、営農、コミュニティ開発/普及、業務調整/研修

短期：種子改善、土壌など必要に応じ派遣

供与機材：バイク、プロジェクト車両、研修機材

研修員受入れ：カウンターパート研修

その他

(2) カンボジア側

カウンターパート：農業総局から2名、対象3州の州農業局から数名

オフィススペース：プノンペン、バットアンパンの2カ所。水道代、電気代等含む
その他

上に述べた投入計画を、要請内容と比較し、表3-3に示す。

表3-3 投入計画の比較

	要請内容 (変更・削除された箇所を下線)	変更点
日本側	長期専門家：チーフアドバイザー、 <u>コメ生産</u> 、 <u>普及</u> 、 <u>オレンジ生産</u> 、業務調整 研修（日本あるいは第三国） 機 材	専門家 ・品種別の専門家→ 営農 ・普及→コミュニティ開発/普及 ・チーフアドバイザーが流通改善を兼務 ・業務調整が研修を兼務 ・短期専門家を追加記載 機 材 ・機材の具体案を提示
カンボジア側	・オフィススペース ・カウンターパート ・電気や水など基本的な事務所運営のための経費	・オフィススペースを2カ所と明記 ・カウンターパートに農業総局と州農業局と明記

3-2 実施体制

3-2-1 実施体制の基本構成（中央、州）

プロジェクトの実施体制の基本構成としては、中央レベルにプロジェクトダイレクターを配置し、その下に3州にプロジェクトマネジャーを配置する形をとる。その際、プロジェクトダイレクターには、農業総局長代行、プロジェクトマネジャー3名にはバットアンパン州農業局長、プルスット州農業局長、コンポンチュナン州農業局長が就く。

この基本構成については詳細計画策定調査期間にカンボジア側と合意し、M/Mにも記載されている。

Box 3-1 プロジェクトの基本構成（ダイレクターとマネジャー）

- (1) プロジェクトダイレクター 1名：Acting Director of GDA, MAFF
 (2) プロジェクトマネジャー 3名：PDA Battambang, PDA Pursat, PDA Kampong Chhnang

3-2-2 プロジェクトカウンターパート

プロジェクトの C/P として、次の Box 3-2 に挙げた 11 名を計画している。

Box 3-2 プロジェクトの C/P

- (1) 中央レベル 連絡調整 担当 1 名：農業総局職員
- (2) 州レベル 9 名：バットンバン州農業局長 5 名
プルサット州農業局長 2 名
コンポンチュナン州農業局長 2 名

農業総局からは、プロジェクトダイレクターの下で連絡・調整業務を行う人員を 1 名配置したいという提案があった。プロジェクトダイレクターは多忙であり、連絡・調整の窓口となる C/P がつくことは有効だと考えられることから、C/P の 1 人として位置づけた。なお、中央レベルの C/P は、流通改善のため関係省庁との連携が重要であるため、流通分野の専門性をもつことが望ましいと先方に提案した。

2010 年 6 月現在、バットンバン州農業局では、Agronomy Department から 4 名、Extension Department から 1 名、同じくプルサット州農業局とコンポンチュナン州農業局では、それぞれ両部から 1 名ずつが C/P として任命される計画となっている。

3-2-3 対象郡と郡普及室

プロジェクト対象地域である 3 州にまたがる 12 郡は次の Box 3-3 に示されるとおりである。

Box 3-3 プロジェクト対象郡

- (1) バットンバン州 9 郡：
Banan 郡、Thma Koul 郡、Battambang 郡、Bavel 郡、Aek Phnum 郡、
Moung Ruessei 郡、Sangkae 郡、Koas Krala 郡、Rukhak Kiri 郡
- (2) プルサット州 2 郡
Pursat 郡、Bakan 郡
- (3) コンポンチュナン州 1 郡
Baribour 郡

各郡、最低 1 名の普及担当者がプロジェクトに協力、協働して働くことが各州農業局との協議を経て了解されている。

3-2-4 プロジェクトの実施体制

以上の内容を踏まえた、プロジェクトの実施体制案を図3-2に示す（EO は Extension Officer：普及員を指す）。

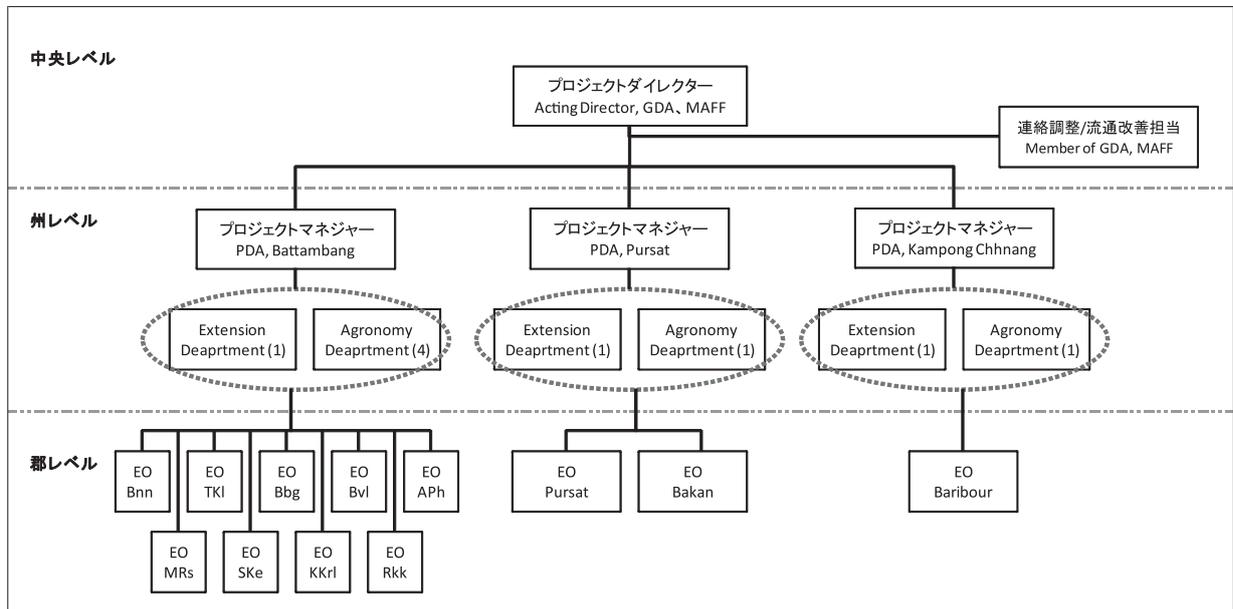


図3-2 プロジェクト実施体制案
(プロジェクト基本構成と中央、州 C/P 配置と郡普及事務所)

この図中、破線の楕円部に見られるように、各州農業局の2つの部（Agronomy DepartmentとExtension Department）は協力して、郡レベル普及員の活動に対して指導を行うことが期待されている。

この実施体制図については、プロジェクト開始後、初回の合同調整委員会で承認される予定である。

3-2-5 合同調整委員会

合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）の構成については、本プロジェクトの討議議事録（Record of Discussions：R/D）が交換される際に正式に認められる。

詳細計画策定調査の期間中交換されたM/Mに添付されたDraft of R/Dの付属資料内では、Box 3-4に示すメンバーで構成されるように計画されている。

Box 3 – 4 JCC の構成案

- (1) Chairperson : Under Secretary of State, MAFF
- (2) Cambodian Side
 - Project Director
 - Project Managers
 - Other Personnel concerned with the Project decided by MAFF, if necessary
- (3) Japanese Side
 - JICA Experts
 - Representative from JICA Cambodia Office
 - JICA Advisor to MAFF
 - Other Personnel concerned with the Project decided by MAFF, if necessary

Note: Official(s) of the Embassy of Japan may attend the Joint Coordinating Committee meeting as observer(s)

なお、本調査における協議の際、農業総局からは、現場である各州で実施される活動の状況をモニタリングできる報告体制が必要という観点から、JCC の下に四半期～6 カ月程度に一度の頻度で開催するマネジメントコミティーを設置するという提案があり、1 回目の JCC で協議のうえ決定してほしいと調査団から伝えている。また調査団からも、マネジメントコミティーの場のみならず、農業総局にプロジェクト事務室を置くことから定期的な報告は可能であり、必要に応じて現地視察をすることでモニタリングを行うことを提案した。